「宇治市建築物耐震改修促進計画（素案）」に対する
市民の皆様からの意見募集結果

「宇治市建築物耐震改修促進計画（素案）」について、市民の皆様からご意見を募集しましたところ貴重なご意見をいただきありがとうございました。

お寄せいただいたご意見及びこれに対する宇治市の考え方を下記のとおり公表いたします。

意見募集期間

令和８年１月５日（月曜日）～令和８年２月５日（木曜日）

意見提出者数及び意見数

意見提出者数　　２人

意見数　　17 件

意見及びこれに対する宇治市の考え方

No	意見等の概要	宇治市の考え方	修正
1	P.3　表 2：阪神・淡路大震災以降の主な地震と法律等の改正の概要 「京都府建築物耐震改修促進計画」が平成 8 年に策定されているので追記	表 2 は、主な地震と耐震改修促進法の改正の流れを示しています。 また、「京都府建築物耐震改修促進計画」の位置付けは、4 ページに記載しています。	
2	P.10　1）住宅の概要 3 項目の「建築後 40 年以上」を「建築後 45 年以上」に修文	標準的な経過年数を、10 年単位で区切って分かりやすく表記しています。	
3	P.10　課題 1 「建築後 40 年以上」を「建築後 45 年以上」に修文	No.2 と同じ	

No	意見等の概要	宇治市の考え方	修正
4	P. 11　(2) 多数の者が利用する建築物等 3 項目の耐震診断義務付け対象建築物を除く既存耐震不適格建築物は何棟あるのか記載できるか。	「14 ページの 3) その他の特定既存耐震不適格建築物の耐震化」に記載の通り、一律の目標は定めずに、個別に耐震化の状況を調査し実態把握をしながら進めているため、棟数は記載していません。	
5	P. 11　(3) 市有建築物の耐震化の現状と課題 「非木造」と記載されているが、木造の市有建築物は無いということでよいか。	市有建築物の対象は、非木造で床面積 200 ㎡超又は 2 階建以上の施設と防災上重要な施設があります。木造の集会所などの建築物は、防災上重要な施設に含まれています。	
6	P. 13　将来の住宅の耐震化の見通し 可能であれば、推計手法または計算方式を追記できるか。	将来の住宅の耐震化の見通しについて、住宅・土地統計調査、宇治市人口ビジョンなど複数の指標をもとに推計していることを記載しています。市民の方にわかりやすくするため、推計手法または計算方式は記載していません。	
7	P. 13　1) 将来の住宅の耐震化の見通し 宇治市人口ビジョンによれば、令和 17 年度においても人口は減少傾向であるが、住宅戸数を増加させている理由を追記できるか。	京都府人口推計調査表によると世帯数が増加していることから、住宅戸数は増加していると考えられます。 ここでは、耐震化の見通しや目標設定について記載しています。	
8	P. 15　(1) 重点的に耐震化を図る地域 「宇治市における建物の分布状況から、京都府木造住宅耐震改修等事業の対象要件となる 30 戸/ha 以上の密集市街地の抽出を行い、以下に示します。本計画では宇治市の市街地の実情に応じて、重点的に耐震化を促進すべき地区として、建物の密度が特に高い地域を重点的に耐震化を図る地域とします。」と記載されているが、特に密度が高い地域とは、どのような地域か。	「密集市街地」と「密度が特に高い地域」の 2 つの表現を「密度が特に高い地域」に統一いたします。 「密度が特に高い地域」については、市民の方にわかりやすいように、参考資料の用語の解説に追記いたします。	有
9	P. 13　2) 住宅の耐震化の目標設定 上記の「建物の密度が特に高い地域」の区分を用いて、「表 7：将来の住宅の耐震化率推計結果」を区分けして表記することは可能か。	耐震化率の推計は、宇治市全域の統計データ（住宅・土地統計調査）を用いているため、地域を区分けしての推計値はございません。	
10	P. 15　図 11：30 戸/ha 以上の密集市街地 凡例の「宇治市建築物」は何を示しているのか。	宇治市建築物は、「堅ろう建物」と「普通建物」が該当いたします。図中の記載に対応した凡例に修正いたします。	有

No	意見等の概要	宇治市の考え方	修正
11	P.16　2）住宅の耐震改修の支援 「木造住宅耐震改修等事業費補助金交付事業」の本格改修と簡易改修の違いを、簡単な説明を追記してはどうか。	参考資料の用語の解説に追記いたします。	有
12	P.17　(3)耐震化の促進を図るための支援 3項目の「建築後40年以上」を「建築後45年以上」に修文	No.2と同じ	
13	P.18　(2)エレベーター等の地震防災対策の推進 「地震時にエレベーターが緊急停止し、復旧に時間を要する、利用者が…」を「地震時にエレベーターが緊急停止し、復旧に時間を要したり、利用者…」に修文	「復旧に時間を要する」ことと、「利用者が長時間閉じ込められること」を、並列表記しています。	
14	P.18　(2)エレベーター等の地震防災対策の推進 「エレベーターが設置されている建築物の所有者に対し、…指導・啓発を行います。」と記載されているが、例えば、マンションの管理組合への啓発資料の送付等は行われているか。	毎年、マンションの管理組合へ、大規模修繕工事などの進め方やポイントについてご相談できる「宇治市分譲マンションアドバイザー派遣事業」の啓発文書を送付しています。 また、「エレベーターの戸開走行・地震対策」のパンフレットを建築指導課窓口にて配架しています。	
15	P.19　（6）平成12（2000）年度までに着工した木造住宅の安全性の向上 第2段落で、「平成12（2000）年5月31日までに着工された木造建築物に…啓発等を行っていきます」と記載されているが、参考までに、これに該当する住宅の戸数を追記することは可能か。	昭和56年以降に建築された建物については、最新の耐震基準に照らした国による耐震化率の推計値が示されていないため、戸数の記載はしていません。	
16	P.20　図13：【参考】耐震改修促進法第5条第3条第2号に基づき指定する道路 「…第5条第3条第2号に…」「…第5条第3項第2号に…」修文	修正いたします。	有
17	空き家の耐震化の促進と優良中古住宅としての整備により、子育て世帯や住宅困窮世帯への利活用を推進するため、関係部署が連携して横断的に施策を実施していくことを提起する。	空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「宇治市空き家等対策計画（第2期）」を策定しています。 耐震性が不十分な空き家に対して、耐震改修費用の補助額を加算するなど、空き家の利活用を促す様々な取り組みを関係部署と連携して行っています。 いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	